

企画競争実施の公示

令和3年1月20日

独立行政法人住宅金融支援機構 契約担当役 今村 弘明

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

- (1) 業務名及び概要
地域連携業務の推進のための地方公共団体等の職員を対象とした研修
- (2) 業務内容
機構が取り組んでいる地域連携業務（地域が抱える住まい・まちづくりに関する課題に対する金融支援等の取組）をより一層推進するため、地方公共団体や地域金融機関（地方銀行、信用金庫及び信用組合作をいう。以下同じ。）に対する広報活動として、教育機関における研修の実施を通じて、金融を活用した課題解決策とともに機構の取組に対する認知度と理解度の向上を図り、ひいては機構と地方公共団体等との連携を強化し、機構職員の地域連携業務に関する知見を深める。
- (3) 履行期限 令和6年3月31日

2 企画競争参加資格要件

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和1・2・3年（平成31・32・33年度）国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者又は令和1・2・3年（平成31・32・33年度）独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」の資格を有する者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (4) 商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (5) 全省庁統一資格を用いて競争に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (6) 機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。
- (8) 過去5年以内に、「地域が抱える課題と金融支援のあり方」又はこれに準ずる内容（地方創生やまちづくりなど）をテーマとして、社会人を対象とした定期講座又は短期研修を行った実績を有している高等教育機関（大学、高等専門学校、専修学校又はこれらに準ずる各種学校とする。以下同じ。）であること、又は、実績はないが、研修担当講師の経験や能力等に鑑み、本研修テーマに関する研修を実施することができる機構が認める高等教育機関であること。
- (9) 候補講師全員について、本研修テーマの研修に携わった経験年数が3年以上あるか、又は、本研修テーマに関連した業務に10年以上従事していること。
- (10) 機構の担当者との頻繁な打ち合わせに対応できる責任者（担当者でも可）を配置できること。

3 手続等

- (1) 担当部署等
〒112-8570 東京文京区後楽1-4-10
独立行政法人住宅金融支援機構地域連携部(担当 市川、孝橋)
電話 03-5800-8168
E-mail:Kohashi.4jb@jhf.go.jp,chiikishien_1g@jhf.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和3年1月20日（水）から令和3年2月9日（火）までに(1)から交付する。
説明書の交付を希望する場合には、(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和3年2月10日（水）12時00分まで
(1)に示す場所に合計8部（正本1部及び副本7部）を持参すること。副本は事業者名（ロゴマークを含む。）が特定できるものを記載しないこと。
電子メールによる提出の場合は、(1)に記載のアドレスあてに1部提出すること。

なお、提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定しない。

- (4) 企画提案書提出要請書の内容についての質問の受付期限、回答期限等
質問については、令和3年2月2日(火)17時までに、(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。
なお、評価内容及び配点についての質問は受け付けない。質問に対する回答は、令和3年2月4日(木)17時までに電子メールにより行うものとし、令和3年2月3日(水)までに企画提案書提出要請書を交付済みの者全てに通知する。
また、令和3年2月4日(木)以降に企画提案書提出要請書を交付した者に対しては、別途通知する。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングについては、企画提案書提出後から令和3年2月15日(月)までに必要に応じて実施する場合がある。実施する場合の日程等については、(1)の担当から個別に連絡する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 機構は、提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。また、採用しなかった提案書は申出がなければ返却しないので、返却を希望する場合は提案書の提出時に申し出ること。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行う場合がある。
- (6) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」において、機構が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定した提案を行った者の名称、住所、代表者氏名及び特定日、各提案者ごとの評価得点の合計は、機構ホームページで公表する。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争手続を実施した結果、唯一最適な者として特定したものであるが、当機構会計規程等に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は、説明書による。